

西日本大学OB・OG囲碁会会則

第1章 総則

第1条 この会は、西日本大学OB・OG囲碁会と称する。
(名称)

第2条 この会は、会員が緊密なる連携を保ち、親睦を旨とし、母校の名誉を重んじ、
(目的) 棋力の向上に資するとともに、学生囲碁会の発展に貢献することを目的とする。

第2章 行事

第3条 この会は、第2条の目的を達するために次の事を行う。

(行事)

- ①年1回以上会員が一同に会する競技大会を開催する。
- ②会員相互間、現役学生、あるいは他の諸団体との交流の会を催す。
- ③隔年を目途に会報を作成し、会員に送付する。
- ④学生囲碁連盟、あるいは各々の母校の囲碁部より要請があれば、その相談相手となる。
- ⑤その他、役員三役（会長、副会長、代表幹事）が必要と認めた事項。

第3章 会員及び役員

第4条 この会は、西日本の各大学囲碁部及びそれに準ずる団体のOB・OGをもって会員と
(会員) する。但し、西日本地区以外の大学囲碁部及びそれに準ずる団体・個人のOB・OGの行事参加を認める場合がある。

第5条 この会に、以下の役員を置く。

(役員)

会 長	1 名
副 会 長	若干名
代表幹事	1 名
会 計	1 名
監 査 役	2 名
顧 問	若干名
代表幹事補佐	若干名
幹 事	若干名 各大学より1名以上

但し、兼任は妨げない。

第6条 この会の役員は、次により選任する。

(選任)

- ①会長、副会長、代表幹事、会計及び監査役は、役員総会に於いて選任する。
- ②代表幹事補佐は、代表幹事が会員及び現役学生の中から指名選任する。
- ③幹事は各大学のOB・OG会からの届出、または会員からの推薦により選任する。
- ④この会は、必要に応じ、顧問は会長の推挙により、役員総会に諮り決定する。

- 第7条 この会の役員は以下の業務を遂行する。
(職務) ①会長は会を代表し、会務を総括する。
②副会長は会長を補佐する。
③代表幹事、代表幹事補佐及び幹事は、会長の委嘱により会務を処理する。
④会計は、会の運営及び会計事務を処理する。
⑤監査役は、会の運営及び会計事務を監査する。
⑥顧問は各役員の要請により会務を援助する。

- 第8条 役員任期は2年とする。但し、再選を妨げない。
(任期)

第4章 会議

- 第9条 通常役員総会は年1回これを開催する。
(総会) 臨時役員総会は会長が必要と認めたとき開催する
- 第10条 会議は会長がこれを招集する。
(招集)
- 第11条 会議の議長は、会長または会長が指名した役員がこれに当る。
(議長)
- 第12条 役員総会に付議する事項は次の通りとする。
(議題) ①役員を選任
②行事の結果報告と収支決算報告
③行事計画と収支予算(会費を含む)
④会則の改正
⑤その他必要な事項
- 第13条 会議の議決はその過半数をもって決する。
(決議)

第5章 会費及び会計年度

- 第14条 この会の運営費は会費、その他収入をもってこれにあてる。
(運営費)
- 第15条 会費は、役員総会で決定した金額を徴収する。
(会費) 但し、特別行事により臨時会費を徴収することができる。
- 第16条 この会の会計年度は原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(会計年度)